

一般事業主行動計画

従業員が仕事と家庭生活を両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年7月1日～令和11年3月31日まで

2. 内容

子どもに親の働く姿や職場を見せることにより、子どもの勤労観や職業観を醸成するため、職員の子どもの対象とした「子ども参観日」を実施する。

3. 対策

令和6年7月～	実施方法の検討及び実施計画の策定
令和7年4月～	職員への実施計画の周知と対象職員への説明
令和8年4月～	実施計画に基づき、各事業所単位で実施。